様式第２

意見書

別紙記載の土地に係る農地法第　　　　　条の許可申請について、本土地改良区の意見は、下記のとおりです。

令和　　　年　　　月　　　日

幸田土地改良区

理事長　　山　口　文　雄　　印

記

（第１）

農地転用に伴う措置(規程第３条)等について協議が整い、本土地改良区としては、さしつかえない。

（第２）

農地転用に伴い次の事項について措置する必要があるが、各記載の理由により協議が　整わない。

本土地改良区としては、この協議が整えばさしつかえない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事項 | 土地改良区の主張 | 転用者側の主張 |
|  |  |  |
|  |  |  |

1. 土地　　額田郡幸田町大字

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 字　名 | 番地 | 地目 | 用途 | 面　積 | 転用面積 | 転用目的 | 転用予定日 | 備　考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

(備考)　詳細は別添資料による。

確認済

管理地区責任者　　　　　　　　　　　　　　　　印